資料２

基本仕様書

１　事業名

令和６年度食品ロス削減啓発事業（福岡エコ運動）広報等業務委託

２　目的

福岡市内の飲食店、宿泊施設及び食品小売店等（以下、「飲食店等」という。）において、外食や宴会での食べ残し及び過剰発注等による売れ残りなどによって生じる食品ロス削減を図るため、事業の定着・実践行動につながる効果的な広報等啓発業務の企画・運営を行い、本市の事業系食品ロス削減事業の認知度向上を行うとともに、本事業に賛同する「福岡エコ運動協力店」（※１）の新規開拓・連絡調整・ＰＲを行う。
併せて、水やコーヒー等の飲料を、有償・無償を問わず利用者のマイボトルに提供する「福岡市マイボトル協力店」（※２）の新規開拓・連絡調整を行う。

※１「福岡エコ運動協力店」とは
福岡市が推進する食品ロス削減事業（福岡エコ運動）の趣旨に賛同し、食べ残しや売れ残り等の食品ロス削減に取り組む市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等を「福岡エコ運動協力店」として登録する制度。

※２「福岡市マイボトル協力店」とは
マイボトルに飲料を提供する等、不必要な使い捨て容器の利用を抑制する取組みを行う福岡市内の店舗を「福岡市マイボトル協力店」として登録する制度。

３　履行場所

福岡市環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課
福岡市中央区天神一丁目８番１号

４　履行期間

契約締結の日から令和７年３月 31 日まで

５　業務内容

（１）「福岡エコ運動協力店」の新規開拓・連絡調整及び支援等

「福岡エコ運動協力店」制度に関する下記の業務を実施する。

（「福岡エコ運動協力店」に関する詳細は、「福岡エコ運動協力店登録実施要領」等を参照すること。）

・事業をシンボルマークで表現すること、なお現行のシンボルマークを使用してもよい。

（現行のデザインデータ使用する場合は発注者が提供）

・既存協力店（令和６年３月末時点約 692 店）に対し、登録内容の確認を行う。変更・登録廃止事項は発注者へ速やかに報告すること。

・市内飲食店等に対し登録参加の協力を呼びかけ、特に小売店の新規登録店舗を確保すること。目標は令和７年３月末時点で 700 店舗以上の登録とする。なお、登録にあたっては、「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」サイトに、写真等掲載する事を見込んだ登録を実施すること。

・協力店内に掲示する協力店登録ステッカーを作成し配布すること。

・協力店内に掲示する食品ロス削減推進を周知できる効果的なツールを作成し配布すること。

（例：・飲食店用は食べきりを推奨するものとし、小売店は期限が近いものの購入を推奨するものとする

・印刷物の表面を食品ロス削減月間用とし、裏面を年末年始キャンペーン用とするなど

・その他、必要と思われる啓発物があれば作成し配布すること。

・後述するキャンペーンの調整・案内・資料配布等を行うこと。

・その他必要な調整を行うこと。

（２）「福岡エコ運動協力店」の利用促進及び食品ロス削減行動の周知啓発

「福岡エコ運動協力店」の魅力向上及び利用促進につながるＰＲを行う。

・当課がアカウントを保有する Instagram を効果的に活用する。（発信回数や内容などを提案すること）

・「福岡エコ３項目※」を用いて、食品ロス削減が実践されるように広報すること。

例①かしこい選択適量注文、②美味しく味わうはじめの 30 分間、③おわりの 10 分前は完食タイム。また、小売店利用者が実践する行動３項目として、①使う分、食べきれる分を買おう！②商品棚の前列から順に取ろう！③買ったものは美味しく食べきろう！。

（3）「福岡市マイボトル協力店」の新規開拓・連絡調整

「福岡市マイボトル協力店」制度に関する下記の業務を実施する。**（「マイボトル協力店」に関する詳細は、「福岡市マイボトル協力店登録実施要領」等を参照すること。）**

・既存協力店（令和６年３月末時点 71 店）に対し、登録内容の確認を行う。変更事項は発注者へ速やかに報告すること。

・市内飲食店等に参加協力を呼びかけ、新規登録店舗を確保すること。目標は令和７年３月末時点で 90 店舗以上の登録とする。

・その他必要な調整を行うこと。

（４）「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」の閲覧増加につながる広報、ウェブサイトの活用

福岡エコ運動協力店を紹介する「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」ウェブサイトの閲覧者数を確保するべく、魅力的な情報が発信できる様々な媒体を活用すること。例：検索サイト、グルメサイトなどから、バナー広告を用いてターゲティング層への誘導発信等。協力店の取組などの記事制作（ウェブサイトの活用）

（５）食品ロス削減につながるキャンペーンの実施

食品ロス削減月間（10 月）や食品需要が増える②年末年始において、食品ロス削減を推進するキャンペーンを実施する。内容は下記の点に留意し行うこと。

・飲食店等利用者の食品ロス削減に対する意識向上につながる内容であること。

・「福岡エコ運動協力店」の利用促進につながる内容であること。

・「福岡エコ運動協力店」の負担にならず、かつ支援となるような内容であること。

・十分な広報を行い、キャンペーン参加者の拡大を図ること。

・キャンペーンの企画・広報・運営・問い合わせ等、業務全般について受注者で対応すること。

・キャンペーンを周知する際は、効果的かつ効率的で、広く周知されることの期待できる手段を用いること。

（６）市民等へ食品ロス削減につながるアンケートの実施

福岡エコ運動協力店利用者等に対し、食品ロス削減につながる情報提供を行い、アンケートを実施する。

・飲食店等利用者に対し、食品ロス削減に対する意識・行動を調査する利用者アンケートを行うこと。
・アンケートは、十分な回答数が得られるよう工夫すること。
・アンケート内容は経年変化を確認するため、前年度の内容を基本に調整を行う。

６　その他の提案事項

本基本仕様書に示す要件以外に、効率的な広報手法等、独自の工夫・アイデアなど実施可能な提案があれば記載する。

７　業務スケジュール（想定）

上記スケジュールはあくまでも令和６年３月時点での想定であり、詳細は本市と協議により決定する。

業務内容	令和６年									令和７年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
「福岡エコ運動協力店」新規開拓・連絡調整及び支援	提案競技・事業者決定・契約締結		協力店獲得チラシ作成	協力店新規開拓								
「福岡エコ運動協力店」利用促進及び食品ロス削減行動の周知徹底			インスタグラム発信									インスタグラム発信
「福岡市マイボトルボトル協力店」新規開拓・連絡調整及び支援				協力店連絡調整		協力店新規開拓						
「ロスせんバイ！福岡エコ運動協力店」閲覧数増加につながる広報、ウェブサイトの活用				広報及びウェブサイトの活用								
食品ロス削減につながるキャンペーン						食ロス月間向け啓発物発送	食品ロス削減月間	年末年始向キャンペーンの案内	年末年始キャンペーン			
市民等への食品ロス削減につながるアンケート					アンケート案策定	アンケート実施						まとめ
報告書												提出

凡例：準備　実施　市　総括

８　成果物

（１）広報用コンテンツ及び啓発ツール

「６業務内容」で作成した広報用コンテンツ及び啓発ツールを印刷物及び電子媒体（電子データは、PDF 及びイラストレーター等加工可能データ）にて、随時、発注者へ提出する。なお、必要に応じて PDF データは市ホームページにそのまま掲載できる形（５MB 以下）に変換したものも加えて納品する。

（２）「福岡エコ運動協力店」一覧
「５業務内容（１）」で確保した「福岡エコ運動協力店」一覧を印刷物及び電子媒体（PDF及びエクセルデータ）にて発注者へ提出する。

（３）「福岡市マイボトル協力店」一覧
「５業務内容（３）」で確保した「福岡市マイボトル協力店」一覧を印刷物及び電子媒体（PDF 及びエクセルデータ）にて発注者へ提出する。

（４）その他
「６その他」で必要に応じて作成したものを電子媒体（PDF 及びイラストレーター等加工可能データ）で発注者へ提出する。

９　再委託の制限

（１）受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

（２）印刷、製本、資料整理、会場借上等の軽微な業務の再委託に当たっては発注者の承諾は要しないものとする。ただし、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

（３）委託業務に係る個人情報及び情報資産については、原則受注者自ら取り扱うものとし、やむを得ず第三者に当該個人情報及び情報資産の取り扱いを委託する場合は、市の書面による承認を得ること。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取り扱いの義務を遵守させるものとする。

10　留意事項

（１）この委託で制作されたもの（以下「制作物」という。）に係る著作権、複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権は、発注者に帰属する。

（２）コンテンツや印刷物等の制作、イベント等実施にあたっては、福岡市が定める「ユ

ニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」に従うこと。また、男女共同参画の視点に留意すること。
https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/kankoubutsu-video/ud.html

（３）委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注予定者と協議のうえ変更を加えることがある。

（４）発注者は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受注者または受注者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができる。ただし、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うこと。

（５）発注者は、制作物を他の広報物に使用でき、また、発注者が認める場合には、受注者は、第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。

（６）制作にあたって利用する人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受注者において処理する。

（７）契約後、速やかに事業スケジュールを発注者に提出する。提出後は、スケジュールおよび発注者の指示に基づき、実施に向けて必要な手配・調整・準備を行い、準備状況等については随時発注者に報告すること。

（８）この基本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、発注者と協議し、業務を進める。